

実地検査の規制緩和のパブリックコメント（2度目）について

（この間の経緯とポイント）

- 保育所等に対する年1回以上の実施検査（現場立入による監査）が都道府県等に義務付けられている政令（児童福祉法施行令第38条及び第35条の4）の改正案について、厚生労働省が2度目のパブリックコメントを実施。（意見募集期間：2022年8月2日～8月31日）
- 1度目のパブリックコメント（意見募集期間：2021年12月24日～2022年1月22日）の改正概要は、検査を実地で行う義務要件を政令から削除し、検査の方法を法的制限のない通知レベルに格下げしたうえで実地よらない検査を可能にするというもの。
- 1度目は、280件の意見が寄せられ、公表されているものは政令からの実地検査の削除に反対の意見ばかりとなったため、厚生労働省は当初2022年4月だった改正を先延ばしし、2022年夏頃の改正に変更することとなった。
- 2度目の改正概要は、政令において、引き続き実地検査を原則としながら、例外的に実地によらずとも検査を実施できるようにするというもの。（新たな改正概要では、政令から実地検査規定を削除するとの文言がなくなっていることから、実地検査の義務規定はそのままとし、「ただし書き」等の追加により例外的な内容を規定するものと思われる。）
- 例外的な内容については、①天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合、②前年度の実地検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合、としている。
- 例外内容①については、新型コロナウイルス感染症防止対策などのように緊急事態時にあっても、政令の義務規定のために柔軟な対応が困難ということから、例外的な対応を行うことは理解できる。
- しかし、例外内容②については、「実地検査が必ずしも必要でない」との判断と保育の質（とりわけ安全面）との関係が明らかでないことから、実質的な規制緩和となる問題がある。
- 2022年の通常国会において、厚生労働省は本件改正について「保育等の質の確保と両立した実効的な指導監査が可能となるよう検討する」と何度も答弁している。
- 保育所における2015年度から2019年度までの書面監査を含む監査実施率の全国平均は約8割で推移しており、2019年度の実地監査実施率は約6割となっている。（政令で義務規定となっても100%実施は達成されていない。）
- 一方、保育所における重大事故については、2015年度344件から、毎年増加し、2021年度は1191件と3倍超となっている。また、重大事故以外にも散歩途中で子どもの置き去り事案の多発が報告されている。
- 実地検査の実態（実施率やその内容）が重大事故などの保育の安全にどのように影響しているのかについて、厚生労働省は検討しておらず、「保育等の質の確保と両立した実効的な指導監査が可能」との実証的エビデンスは何ら示されていない。
- 以上のことから、例外内容②については、運用によっては保育の質の低下に結びつくことが懸念されるため、今回の改正に盛り込むべきではない。

文責：岩狭匡志（全保連副会長・大阪保育運動連絡会会長代行）